

第2回
産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会
提出資料

*** 本県の産業廃棄物処理の状況 ***

平成15年 6 月18日

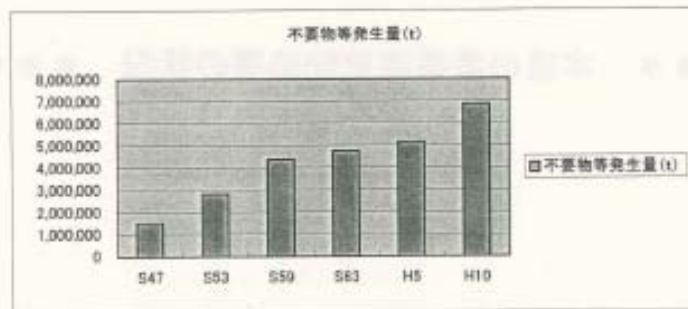
福島県における産業廃棄物排出量等の推移

不要物等発生量（事業場内で生じた産業廃棄物量と有償物量の合計）は年々増加傾向にある。平成10年度は686万トンであり、平成5年度の発生量である514万4千トンの1.33倍となっている。

産業廃棄物排出量についても年々増加傾向にある。平成10年度は666万4千トンであり、平成5年度の排出量である473万8千トンの1.41倍となっている。

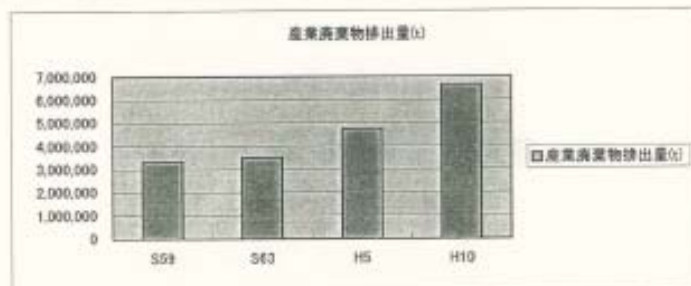
1 福島県における不要物等発生量の推移

年度	S47	S53	S59	S63	H5	H10
不要物等発生量(t)	1,522,872	2,816,760	4,368,142	4,737,031	5,143,873	6,859,646



2 福島県における産業廃棄物排出量の推移

年度	S59	S63	H5	H10
産業廃棄物排出量(t)	3,345,708	3,523,712	4,737,984	6,664,262



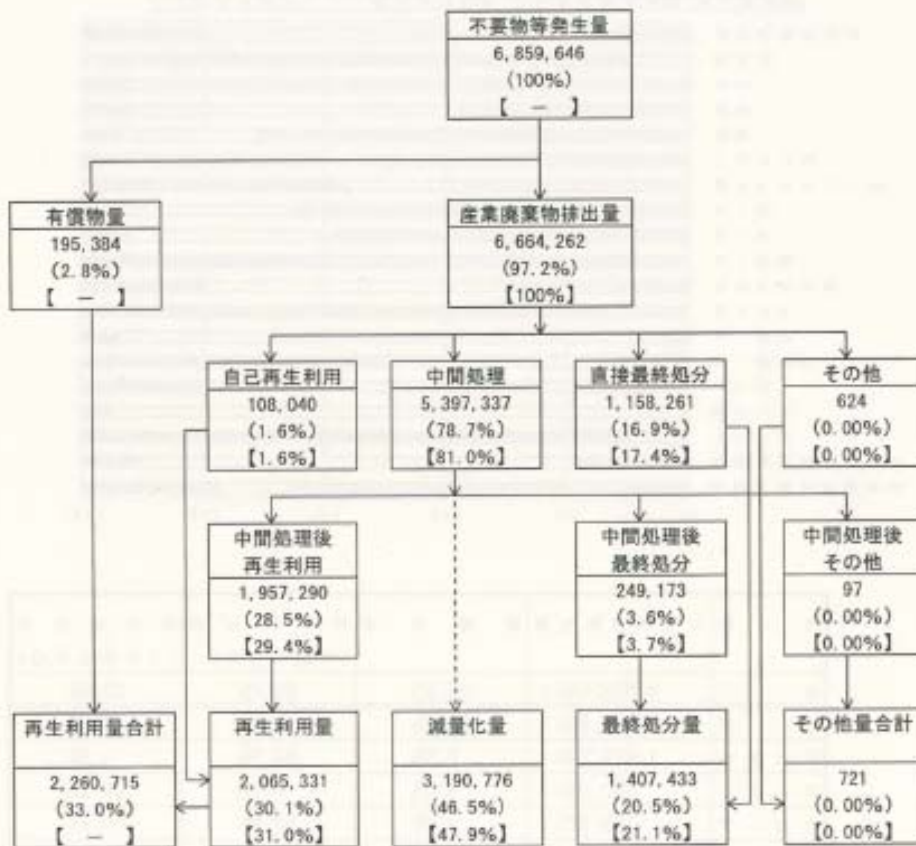
※1及び2とも農林水産業系廃棄物を除く。(関係資料は4頁)

(出典：第1次～第5次産業廃棄物処理計画、廃棄物処理計画)

福島県における産業廃棄物等の処理状況

(平成10年度実績)

不要物等発生量686万トンのうち226万1千トン(発生量の33%)が再生利用され、319万1千トン(発生量の46%)が減量化されている。最終処分場に埋め立てられる産業廃棄物の量は140万7千トン(発生量の20.5%)となっている。



※1 () は不要物等発生量6,859,646トンから算出した割合
 ※2 【 】 は産業廃棄物排出量6,664,262トンから算出した割合

(出典：廃棄物処理計画)

福島県における農林水産業に係る廃棄物等の状況

農林水産業から発生する有機性資源は年間約347万トンであり、その約8割が有効利用されているが、林業系木くず、生活系生ゴミ等、事業系動植物性残さの利用率が低い。

農業用使用済み廃プラスチック類については、年間約2千5百トン排出され、平成14年度においては、その約5割を協議会が回収している。

漁業系廃プラスチック類については、年間約6百トン排出され、その約8割がその年に適正処理されている。

表 有機性資源の発生量及び利用状況

種別	具体例	発生量(t)	利 用		未利用		H22年発生量推計	
			量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	増加割合
農業系	稲わら、もみ殻、茎葉	843,029	743,858	88.2	99,171	11.8	911,061	108
畜産系	ふん尿	2,080,134	1,823,563	87.7	215,287	10.3	2,341,259	113
林業系	木くず、オガコ、残材	327,983	183,162	55.8	144,821	44.2	376,669	115
水産系	加工残さ	3,000	3,000	100.0	0	0.0	3,000	100
生活系	生ゴミ等	196,339	87	0.0	196,272	100.0	99,218	51
事業系	動植物性残さ	19,602	9,617	49.1	3,867	19.7	22,215	113
計		3,470,087	2,763,287	79.6	659,418	19.0	3,753,422	108

(出典：福島県農林業有機性資源循環利用計画)

表 農業用使用済廃プラスチック類の処理状況

年度	11年度	12年度	13年度	14年度
総排出量(t)	2,790	2,790	2,426.0	2,426
協議会回収量(t)	602	713	951	1,201
適正処理率(%)	21.6	25.6	39.2	49.5

(箱根型農業グループ調べ)

※ 総排出量の数値は、「園芸用ガラス室、ハウス等の設置状況」調査より推計。当調査は2年に1回であり、排出量については、あくまで推定値である。

表 漁業系廃プラスチック類の処理状況

廃棄物の種類	平成13年度		ワイヤー類	合計
	廃船	廃網		
総排出量(t)	135.0	173.8	307.7	616.5
適正処理量(t)	91.0	142.5	286.2	519.7
未処理量(t)	44.0	31.3	21.5	96.8
適正処理率(%)	67.4	82.0	93.0	84.3

(水産グループ調べ)

福島県における産業廃棄物中間処理業者における中間処理量の推移

県内の中間処理業者に搬入される産業廃棄物の量は平成元年から平成12年にかけて年々増加している。特に、平成4年から平成9年までは、約150万トンで推移していたが、平成10年から大きく増加傾向を示し、平成12年度は約234万トンとなっている。

県外廃棄物の搬入量については、平成元年は県外物の割合が45.6%と高かったが、その後減少傾向を示し、平成5年以降はほぼ横ばいとなり、平成12年度では14.3%となっている。

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
県内産業 構成比	255,807	466,016	588,055	996,092	1,154,493	1,220,087	1,225,736	1,166,985	1,242,600	1,694,325	1,933,088	2,007,616
	54.4	68.5	72.4	75.8	79.5	83.9	85.0	81.9	81.7	88.6	86.5	85.7
県外産業 構成比	214,545	214,524	224,820	297,642	297,642	234,749	216,760	252,587	277,574	218,695	302,837	335,826
	45.6	31.5	27.6	20.5	14.6	16.1	15.0	18.1	18.3	11.4	13.5	14.3
合計	470,352	680,540	812,875	1,293,734	1,452,135	1,454,836	1,442,496	1,449,672	1,520,174	1,913,020	2,235,925	2,343,442

中間処理業者の処分量の経年変化



中間処理業者の県内・県外構成比の推移



(産業廃棄物対策グループ調べ)

福島県における産業廃棄物最終処分業者における最終処分量の推移

県内の最終処分業者に搬入される産業廃棄物の量は平成元年から平成12年にかけて年々減少しており、平成7年からは約40万トンで推移している。

県外廃棄物の搬入量については、平成元年(30.6%)から平成8年(5.1%)にかけて減少傾向を示していたが、平成9年からは増加傾向に転じ、平成12年度では19.5%となっている。

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
県内産廃 構成比	552,136	481,702	474,164	436,442	462,386	434,759	391,970	424,442	379,551	366,979	337,070	316,009
県外産廃 構成比	69.4	71.9	77.2	83.9	85.4	88.9	91.8	94.9	92.0	88.6	84.4	80.5
搬入量	243,575	188,383	139,791	84,189	79,234	94,057	35,240	22,668	32,929	47,379	62,296	76,573
構成比	30.6	28.1	22.8	16.1	14.6	11.1	8.2	5.1	8.0	11.4	15.6	19.5
合計	795,711	670,085	613,955	522,631	542,220	488,816	427,210	447,108	412,480	414,358	399,366	392,582

〇

最終処分業者の処分量の経年変化



最終処分業者の県内・県外構成比の推移



(産業廃棄物対策グループ調べ)

福島県における産業廃棄物処理施設設置許可件数の推移

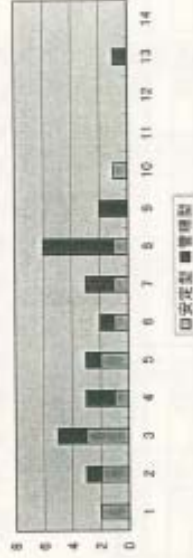
最終処分場の新規設置許可件数は、平成8年度の6件をピークに減少しており、平成11年度以降は平成13年度に1件許可されただけである。

焼却施設の新規設置許可件数は、最終処分場と同様に減少しており、平成11年度以降は平成12年度に1件許可されただけである。

最終処分場設置許可件数の推移

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
安定型	2	2	3	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0
管理型	0	1	2	2	1	1	2	5	2	0	0	0	1	0
許可件数	2	3	5	3	3	2	3	6	2	1	0	0	1	0

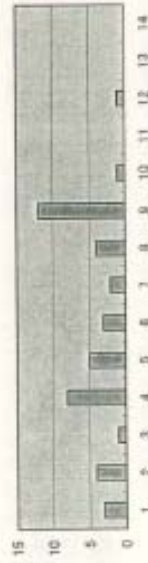
許可件数



焼却施設設置許可件数の推移

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
許可件数	3	4	1	8	4	5	3	2	4	12	1	0	1	0

許可件数



(産業廃棄物対策グループ調べ)

平成14年度不法投棄監視実績

不法投棄監視員及び地方振興局による不法投棄の発見件数は年々減少傾向にあるが、平成14年度では54件の不法投棄が発見された。不法投棄物の投棄者が判明するものは、約半数程度である。

1 産業廃棄物不法投棄監視員による監視実績

年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
監視回数	2,082	2,062	2,088	2,076	2,076	2,050	2,020	2,008	1,943	1,780	1,800	1,800	1,900
発見件数 (件) (発見率) (%)	311 14.9	161 7.8	137 6.6	108 5.2	134 6.5	75 3.6	60 3.0	60 3.0	66 3.4	31 1.7	25 1.4	27 1.5	27 1.5
投棄者判明数(件) (判明率) (%)	85 27.3	29 18.0	33 24.1	30 27.8	27 20.1	12 16.0	15 25.0	8 13.3	8 12.1	13 41.9	6 24.0	2 7.4	8 29.6
うち建設業者数 (占有率) (%)	50 58.8	14 48.3	14 42.4	17 56.7	7 25.9	4 33.3	6 40.0	2 25.0	4 50.0	3 23.1	3 50.0	2 100.0	3 37.5

2 保健所(H2~H8)、地方振興局(H9~)によるパトロール実績

年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
パトロール回数	249	321	336	386	324	509	604	492	356	204	271	272	340
発見件数 (件) (発見率) (%)	304 81.9	198 61.7	141 42.0	194 50.3	164 50.6	89 16.6	69 10.1	53 10.8	72 20.2	31 15.2	45 16.6	39 14.3	27 7.9
投棄者判明数(件) (判明率) (%)	136 66.7	148 74.7	105 74.5	156 80.4	121 73.8	48 81.4	64 92.8	45 84.9	53 73.6	34 77.4	30 66.7	25 84.1	23 81.5
うち建設業者数 (占有率) (%)	69 50.7	75 50.7	45 42.9	91 58.3	66 46.3	16 33.3	38 58.4	17 37.8	28 52.8	10 41.7	14 46.7	11 44.0	7 31.8

3 上記1・2の監視実績合計

年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
監視・パト回数	2,331	2,383	2,424	2,462	2,400	2,615	2,704	2,500	2,297	1,984	2,071	2,072	2,140
発見件数 (件) (発見率) (%)	815 22.1	359 15.1	278 11.5	302 12.3	296 12.4	134 5.1	129 4.8	113 4.5	138 6.0	62 3.1	70 3.4	66 3.2	54 2.5
投棄者判明数(件) (判明率) (%)	221 42.9	177 49.3	138 49.6	186 61.6	148 49.7	60 44.8	79 61.2	53 46.9	61 44.2	37 59.7	36 51.4	27 40.9	30 55.6
うち建設業者数 (占有率) (%)	119 53.8	89 50.3	59 42.8	108 58.1	63 42.6	20 33.3	44 55.7	19 35.8	32 52.5	13 35.1	17 47.2	13 48.1	10 33.3

(産業廃棄物対策グループ調べ)

各都道府県における不法投棄件数・投棄量

(環境省調べ：投棄量10t以上)

都道府県名	平成5～7年度平均		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	44	41,704	61	8,281	37	4,114	44	21,758	35	14,833	41	11,759	31	3,345
青森県	58	41,092	37	8,029	63	7,161	45	3,860	54	18,498	38	14,495	39	3,732
岩手県	1	696	1	24	1	81	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481
宮城県	8	6,549	9	2,261	8	1,372	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892
秋田県	2	1,419	6	801	2	318	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494
山形県	6	1,324	9	3,280	1	2,600	12	615	16	804	8	16,953	7	826
福島県	5	2,842	22	2,578	44	6,651	54	3,410	26	1,637	24	3,043	14	7,178
茨城県	7	6,703	70	31,256	93	25,731	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501
栃木県	32	19,261	36	6,899	65	35,522	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,006
群馬県	14	2,123	26	5,213	22	9,850	18	3,065	11	4,107	10	597	91	8,489
埼玉県	26	35,412	8	4,143	4	290	11	9,348	3	810	3	43	12	454
千葉県	32	44,243	13	6,383	24	23,976	45	37,604	76	179,543	93	121,404	270	47,731
東京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	1	18	3	691	6	209	5	465	3	101	0	0	0	179
新潟県	13	5,629	13	6,686	11	8,184	10	786	25	7,891	47	6,424	28	3,429
富山県	1	1,524	6	1,557	3	259	6	426	3	176	2	157	2	106
石川県	10	3,046	18	3,787	30	27,370	17	2,990	8	2,895	8	717	14	4,878
福井県	0	133	3	380	2	30	0	0	3	99	2	546	3	820
山梨県	1	1	2	51	5	173	13	899	13	1,521	1	150	8	398
長野県	7	9,078	2	175	2	2,675	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025
岐阜県	1	584	4	1,565	7	41,363	6	804	4	234	7	625	3	75
静岡県	6	870	6	587	1	10	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,183
愛知県	3	478	3	630	16	5,788	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585
三重県	1	1,446	1	850	1	10,000	4	8,371	9	691	14	23,219	15	977
滋賀県	19	36,081	38	26,039	26	8,083	66	34,345	28	2,000	24	3,660	9	590
京都府	4	22,364	8	19,280	8	11,344	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773
大阪府	5	525	2	22,096	3	27,790	0	0	8	196	7	347	8	8,257
兵庫県	6	966	8	246	10	590	11	1,574	17	5,571	12	20,715	17	19,769
奈良県	2	17,038	0	0	3	360	3	344	3	275	2	77	5	515
和歌山県	2	1,059	2	1,600	1	1,044	6	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360
鳥取県	10	979	7	231	4	80	12	506	3	110	12	379	13	886
島根県	6	4,632	2	66	3	118	4	2,258	4	267	6	216	11	953
岡山県	2	4,059	7	3,712	10	10,674	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819
広島県	10	4,300	12	661	18	1,704	10	2,456	15	1,308	9	993	7	429
山口県	3	105	1	40	1	11	2	333	5	241	10	1,021	3	839
徳島県	9	2,298	30	17,200	19	16,125	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458
香川県	3	1,376	2	150	4	4,140	1	16,014	10	1,393	16	1,340	8	579
愛媛県	2	624	11	1,209	8	1,495	12	1,880	18	51,869	18	5,013	14	224
高知県	0	15	1	690	0	0	4	761	7	262	6	193	11	1,771
福岡県	24	35,851	23	958	29	4,546	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748
佐賀県	1	647	3	170	7	860	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,362
長崎県	8	512	59	6,821	86	8,280	139	9,508	135	12,097	125	5,129	56	3,465
熊本県	16	8,793	78	5,844	47	76,687	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,899
大分県	2	118	20	5,891	29	6,704	44	7,640	36	5,546	16	3,676	21	732
宮崎県	1	2,143	20	2,448	20	3,089	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583
鹿児島県	19	7,918	16	4,390	26	1,588	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950
沖縄県	4	11,168	15	1,273	40	5,587	47	23,213	38	11,437	29	2,013	9	496
合計	435	389,507	719	218,989	895	408,295	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676

※ 投棄量は、四捨五入してあるため合計した値は合計値とは異なる。

※ 環境省設置市分は、各都道府県に計上

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の主な改正内容

	平成3年改正	平成9年改正	平成12年改正
廃棄物の発生抑制、再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ○法目的に発生抑制を明確化 ○廃棄物の処理の内容として「再生」を明示 ○多量排出事業者の処理計画の作成指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化 ○再生利用認定制度の導入（一定の廃棄物のリサイクルについて、処理業や施設設置の許可が不要となる環境大臣の認定制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境大臣が廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を策定 ○多量排出事業者の処理計画の策定の義務づけと公表
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○収集運搬業と処分業を区分け ○人の健康又は生活環境に被害を生じることがおそれのあるものについて特別管理廃棄物制度を導入 ○設置について届出制から許可制へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○処理業の欠格要件を拡充（暴力団対策、黒幕） ○生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続きの明確化 ○最終処分場の維持管理積立金制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○処理業の欠格要件に暴力団関係者、暴力団によって支配されている法人を追加 ○野外焼却の禁止 ○人的要件を追加 ○譲受け等の許可制の創設
廃棄物処理施設の設置			
排出事業者責任と原状回復措置	<ul style="list-style-type: none"> ○特別管理産業廃棄物についてマニフェスト（管理票）の使用を義務づけ ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の発動要件を緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付け、電子マニフェスト制度の導入 ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を拡大（マニフェスト交付違反者等） ○都道府県知事、市町村長による原状回復の代執行に係るルール化 ○事業者等の自主的な拠出による産業廃棄物原状回復基金制度の導入（適正処理推進センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ○排出事業者処理責任の徹底（注意義務） ○マニフェストにより最終処分（再生を含む）がなされたこととまで確認することを義務付け ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大（一定の要件に該当する排出事業者、関与者等）
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄罪 50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄罪 1000万円（法人1億円）以下の罰金又は3年以下の懲役 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄罪 1000万円（法人1億円）以下の罰金又は5年以下の懲役 ○マニフェスト不交付罪 50万円以下の罰金 ○組織犯罪による不法収益没収
公共関与による施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理センターの制度化 		<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理センターの国、地方公共団体の出資等に係る法人、PFI事業者等指定要件の緩和

福島県における最近の産業廃棄物対策の経緯

複雑多様化する産業廃棄物問題を解決するため、平成2年に福島県産業廃棄物処理指導要綱を制定し、法改正やその後の状況の変化に対応し、改正を行ってきた。

平成12年には、廃棄物処理に関する課題検討会を設置することにより、廃棄物処理に関する課題を解決するための施策を検討し、その結果を平成13年に設置した廃棄物問題検討委員会で具体化することとした。ここでの検討結果については、廃棄物処理計画や県指導要綱などに反映し、さらに、環境審議会における審議を経て平成15年3月に「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が制定された。

法改正の経緯		福島県における行政施策
昭和45年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）制定	
平成3年	廃棄物処理法大改正	平成2年4月 福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）制定 平成3年4月 福島県産業廃棄物処理施設に関する基準（以下「処理施設基準」という。）制定 平成6年10月 指導要綱一部改正
平成9年	廃棄物処理法大改正	平成10年6月 指導要綱一部改正 平成10年10月 福島県廃棄物焼却施設指導指針策定 平成11年4月 指導要綱一部改正
平成12年	廃棄物処理法大改正	平成12年4月 処理施設基準大改正 平成12年4月 廃棄物処理に関する課題検討会設置（1年間検討） 平成13年2月 指導要綱一部改正 平成13年4月 廃棄物問題検討委員会設置（1年間検討） 平成14年3月 福島県産業廃棄物処理計画策定 平成14年4月 指導要綱一部改正 平成14年4月 福島県汚染土壌処理指導要綱策定 平成15年3月 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例制定

（産業廃棄物対策グループ調べ）

福島県における産業廃棄物に関する課題等

(平成14年3月廃棄物処理計画より抜粋)

産業廃棄物に関する課題

- ① 第五次計画において産業廃棄物の減量化・再生利用率の目標値を設定し、減量化・再生利用の促進を図ってきたところですが、まだ十分とは言えない状況にあります。
- ② 産業廃棄物排出量の増大や最終処分場の逼迫、排出事業者等の適正処理に対する認識の低さなどにより、不法投棄などの不適正処理が後を絶たない状況にあります。また、ダイオキシン類など新たな化学物質への対応も求められています。
- ③ 最終処分場や焼却施設などの産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用化が進み適地が少なくなっていることや、周辺住民の合意形成が図られにくくなってきていることなどから、困難になってきています。

産業廃棄物の課題を解決するための基本方針

- ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- ③ 産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物の基本方針を実現するための目標

- ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
 廃棄物の排出量及び処理量の目標値は、次のとおりです。

表 産業廃棄物の排出量及び処理量の目標値

(単位:千t)

	目 標		
	基 準	平成17年度	平成22年度
平成10年度	平成17年度	平成22年度	平成22年度
産業廃棄物の排出量	6,664	6,850	7,240
再生利用量	2,065 (31%)	2,840 (41%)	3,380 (47%)
中間処理による減量	3,191 (48%)	3,220 (47%)	3,370 (47%)
最終処分量	1,407 (21%)	800 (12%)	500 (7%)

注1 括弧内は各年度のごみの排出量に対する割合です。

2 再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量を合わせると排出量となります。

3 焼却処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

② 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理の徹底を図るとともに、不適正処理については原因者に対し、確実に原状回復させることはもとより、刑事、行政、民事等あらゆる面から責任追及を行っていきます。
- ・ 産業廃棄物の排出量の増大だけでなく、処理体制が未整備なため長期保管され紛失が懸念されているPCBや、処理施設から発生するダイオキシン類等の質的な問題についても十分に留意し、適正処理を推進していきます。

③ 産業廃棄物処理施設の確保

- ・ 今後必要とされる最終処分容量については、中間目標年度である平成17年度末において十分確保できる見通しにあることから、平成17年度までは、新たな容量は不必要と考えます。なお、その後の最終処分容量の必要性については、平成17年度に再度検証することとします。
- ・ 産業廃棄物処理施設の整備方針を次のとおりとし、産業廃棄物処理施設の確保に向けて各種施策に取り組んでいくものとします。

産業廃棄物処理施設の整備方針

【整備目標】

地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を、地域ごとにバランスよく整備します。

【整備主体】

- ① 排出事業者による整備
- ② 処理業者による整備
- ③ 公共関与による整備

【公共関与による整備】

県は、産業廃棄物の発生量等に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない県中地区等において、管理型最終処分場の整備事業を推進するとともに、減量化・再生利用のための中間処理施設の整備について、その必要性も含めて検討を行うものとします。

目標達成のための推進施策

次の3つの柱を目標達成のための推進施策とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進 | 排出事業者等の自主的な取組の推進
多量排出事業者処理計画の作成等推進
再生利用等のルート確保
技術開発研究の促進等 |
| ② 産業廃棄物の適正処理の推進 | 適正処理の徹底
ダイオキシン類等有害物質の削減
不法投棄、野焼き等の不適正処理対策
広域移動に伴う秩序ある処理体制の整備 |
| ③ 産業廃棄物処理施設の確保 | 処理施設設置に当たっての円滑な対応
公共関与の推進 |

福島県における再資源化等施設の設置状況

産業廃棄物処理業者が設置する再資源化施設は、県内で230施設ある。方別別では、県中地区の80施設が最も多く、次いでいわき、相双、県北の順になる。施設の種類では、がれき類の破砕施設が最も多く74施設であり、次いで金属加工施設、木くずの破砕施設となる。

(平成13年度末現在、(県中のうち、郡山市にあっては平成14年11月現在) 産業廃棄物処理業に使用している処理施設)

施設の種類、方別	県北		県中		郡山		相双		いわき		産群	
	施設数	のべ処理能力	施設数	のべ処理能力	施設数	のべ処理能力	施設数	のべ処理能力	施設数	のべ処理能力	施設数	のべ処理能力
汚泥の脱水施設	0	346 m ³ /日	5	230.62 m ³ /日					1	60 m ³ /日	9	656.82 m ³ /日
汚泥の乾燥施設	1	72 m ³ /日									1	72 m ³ /日
廃油の油水分離・高濃 処理施設			4	66 m ³ /日					5	81.5 m ³ /日	9	149.5 m ³ /日
廃酸・アルカリの中和・ 無害利用化施設			9	268.3 m ³ /日					3	16 m ³ /日	13	225.1 m ³ /日
プラスチック類の破 砕施設	3	107,160 t/日	5	371.68 t/日					1	5.6 t/日	9	484,448 t/日
びん類の破砕施設	6	2,160 t/日	20	7,616.08 t/日	7	4,064 t/日	8	4,424 t/日	14	5,612 t/日	74	27,404.06 t/日
木くずの破砕施設	3	188.2 t/日	3	67.2 t/日	2	63.0 t/日	1	20.0 t/日	5	157.2 t/日	21	32,63.26 t/日
たい肥化施設	3	85.5 t/日	4	53.3 t/日	1	30 t/日					0	170.8 t/日
畜糞堆肥物の破砕・ 圧縮・成型・凍結 汚泥の資材化(凍結 化)施設	2	93.3 t/日	18	1,423.76 t/日	2	80 t/日	2	350 t/日	4	1,180 t/日	20	2,022.34 t/日
廃プラの油化施設			3	168 m ³ /日	3	560 m ³ /日	1	8 m ³ /日			9	754.326 m ³ /日
廃プラの清酸・濃酸施 設	4	12,420 t/日	7	11,46 t/日			2	1,68 t/日	2	3,48 t/日	18	32,408 t/日
鉄物くずの再生・再利 用	1	18 t/日			1	30 t/日					2	48 t/日
石膏ボードの破砕	2	18.4 t/日			1	120 t/日			1	60 t/日	4	118.4 t/日
廃油の高濃再生	1	4.8 m ³ /日							5	101 m ³ /日	6	103.8 m ³ /日
廃油・廃えん・ばいじん の北とんぼ区熱化			1	3.5 m ³ /日					11	912 t/日	12	915.5 t/日
施設数計	29		80		17		14		5		54	230

(出典：うつくしまゼロエミッション推進報告書)

ゼロエミッションに向けた廃棄物再生利用の方法と課題

産業廃棄物の種類に応じた再生利用等の具体例は次のとおりであるが、処理技術の確立など解決すべき課題がある。

廃棄物の種類	(廃棄物の形状)	再生利用等の方法	課題
燃え殻		石炭火力発電所の石炭灰からセメント原料、土地造成材、路盤材 焼却灰からセメント原料	
	溶融スラグ	骨材、タイル・レンガの原料	
汚泥	有機性汚泥	発酵によりたい肥化、ガス化(ガス利用による発電)	重金属、有害物質の処理技術の確立
	無機性汚泥	脱水、焼成により骨材化、セメント原料	
廃油		再生燃料	重金属、有害物質の処理技術の確立
廃酸		再利用	重金属、有害物質の処理技術の確立
廃アルカリ		再利用	重金属、有害物質の処理技術の確立
廃プラスチック類		モノマー化によりマテリアルリサイクル	単一素材ごとに分別すること。プラスチック素材の種類が多く分別が困難 処理技術の確立
		ポリマーでのリサイクル	
		燃料化(ガス化、油化、固形燃料化)、高炉の還元剤	
ゴムくず		粉砕により燃料化、高炉の還元剤	
金属くず	スチールくず	鉄スクラップにより製鉄原料	不純物(他の金属)の分別して混入防止
	非鉄金属	非鉄金属スクラップ(アルミ、銅等)により各種金属原料	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスびん	リターナブルびんの活用推進	規格が共通のびんの普及

	ガラスくず	カレット化によりガラス原料	ガラス色ごとに分別
	陶磁器くず	カレット化により窯業原料	素材ごとに分別
	コンクリートくず	再生建設資材(コンクリート骨材、路盤材)	
紙さい		再生建設資材(コンクリート骨材、路盤材) 銕物砂からセメント原料	
がれき類	コンクリートくず、アスファルトくず	再生建設資材(コンクリート骨材、路盤材)	
ばいじん		セメント原料の製造 再生建設資材(コンクリート骨材、路盤材)	
紙くず		粉碎、異物除去・脱色漂白により製紙原料 固形燃料 粉碎、加工により古紙再生ボード	
木くず		粉碎、加工により木質再生ボード等の建設資材 粉碎・固形化により燃料化 発酵によりたい肥化、飼料化、ガス化	利用システムの構築 処理技術の確立
繊維くず		産業用フェルト、作業用手袋、再生カーペットへ加工 燃料化、マテリアルリサイクル	処理技術の確立
食品残さ・動植物性残さ		発酵によりたい肥化、飼料化、ガス化	処理技術の確立
動物のふん尿		発酵によりたい肥化、ガス化	処理技術の確立
動物の死体		(適正処理、病原性がない場合は利用可能・原料化)	
上記の廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物	(適正処理)	

(出典：うつくしま、ゼロエミッション推進報告書)

全国における公共関与による産業廃棄物処理施設整備状況

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備（開業予定を含む。）を行っている都道府県は、全国で26ある。

本県においては、いわき地区に管理型最終処分場を有しているが、埋め立てを終了している。

都道府県名	施設の種類	処理能力	事業主体	備考
岩手県	最終処分場	35万m ³	(財)クリーンいわて事業団	
	焼却施設	160t、15t/日		
宮城県	管理型処分場		(財)宮城県環境事業公社	
秋田県	管理型処分場	780万m ³	秋田県	18年度開業予定
福島県	管理型処分場		(財)福島県環境保全公社	
茨城県	処分場	240万m ³	(財)茨城県環境保全事業団	17年度開業予定
	熔融施設	145t/日		
埼玉県	管理型処分場		埼玉県	
千葉県	管理型処分場		(財)千葉県都市公社	
東京都	管理型処分場		(財)東京都環境整備公社	
神奈川県	管理型処分場	75万m ³	神奈川県 (財)かながわ廃棄物処理事業団	
	焼却施設			
新潟県	管理型処分場	148万m ³	(財)新潟県環境保全事業団	
	焼却施設	50t/日		
福井県	管理型処分場		(財)福井県産業廃棄物処理公社	
	焼却施設			
愛知県	処分場		(財)愛知臨海環境整備センター	
三重県	処分場		(財)三重県環境保全事業団	
	焼却施設			
滋賀県	管理型処分場	130万m ³	(財)滋賀県環境事業公社	平成15年度着工
京都府	管理型処分場		(財)京都環境保全公社	
	焼却施設			
大阪府	管理型処分場		(財)大阪産業廃棄物処理公社	
	焼却施設			
兵庫県	管理型処分場		(財)兵庫県環境クリエイトセンター	
鳥根県	処分場		(財)鳥根県環境管理センター	
岡山県	管理型処分場		(財)岡山県環境保全事業団	
	焼却施設			
広島県	海面処分場	190万m ³	広島県	
徳島県	海面処分場		(財)徳島県環境整備公社	
香川県	安定型最終処分場		(財)香川県環境保全公社	
愛媛県	焼却・熔融施設		(財)愛媛県廃棄物処理センター	
福岡県	処分場		(財)福岡県環境保全公社	
佐賀県	処分場		(財)佐賀県環境クリーン財団	平成17年度開業予定
	熔融等			
宮崎県	処分場	57万m ³	(財)宮崎県環境整備公社	平成17年度稼働予定
	焼却・熔融	579t/日		
	リサイクル	266t/日		

(一般廃棄物対策グループ調べ)

福島県における不法投棄防止対策

1 県産業廃棄物不法投棄監視員制度

いわき市沼部廃油不法投棄事件の経験を踏まえ、平成2年度から県指導要綱に基づき設置した制度である。市町村が推薦した地域の代表者を委嘱しており、中核市を除く市町村に100名（各市町村に最低1名）配置している。監視回数は、月平均1.5回である。

2 産業廃棄物不法投棄監視業務委託事業

県内（中核市を除く。）において、特に不法投棄及び野焼き等不適正処理が多い地域を対象として、早期・夜間及び休日に重点をおいた監視パトロールを警備会社に委託している。パトロール回数は、年間180回である。

3 不法投棄防止普及啓発事業

- 道路情報提供装置による広報
- 電光掲示板による広報
- 広報誌等による広報
- 普及啓発ポスターの作成
- 廃棄物の不法投棄から福島県を守るための標語募集
- 不法投棄防止福島県総決起大会の開催

4 市町村不法投棄監視員制度

平成14年1月22日現在、46の市町村、1つの一部事務組合において、1,361名の不法投棄監視員が首長により委嘱されている。

5 市町村における不法投棄の情報提供に関する協定等

平成14年1月22日現在、45の市町村において、郵便局、タクシー会社、金融機関等と不法投棄の情報に関する協定等を締結し、不法投棄の早期発見及び未然防止に努めている。

6 県警、県産業廃棄物協会における取組み

県警では、不法投棄の監視をボランティアで行う「ボランティア監視員」を募集しており、平成15年4月末現在で4,505人が監視員となっている。

県産業廃棄物協会では、平成14年9月から「不法投棄防止監視員」を設置し、300社3,000名が監視業務を行っている。

（産業廃棄物対策グループ調べ）